

お車をご使用のかたの安全と車の事故を未然に防ぐため、道路運送車両法に準じて、1日1回の**運行前点検**と**6・12か月ごとの定期点検**を設けてあります。必ず実施してください。

点検項目の詳細は、別冊「**整備手帳**」をご覧ください。

点検整備数値は、67ページのサービステータをご参照ください。

異常が認められた場合は、ご使用のかたご自身または販売店・ホンダサービス各地区センターで必ず整備をしてください。

## ■ 運行前点検・定期点検